

パーソナルアシスタント町田通信

桜フォトコンテスト開催

有限会社パーソナルアシスタント町田の関係者が、このPAM通信を見るのは給料日に確認するHPや領収書と共に印刷物として送られてきた時だと思います。

その頃になると3月下旬、4月上旬となり、桜の開花が天気予報などで取り上げられている時期でしょう。

パーソナルアシスタント各事業所では、毎年恒例の「桜フォトコンテスト」を開催し、桜の写真を募集致します。どこかにお出かけの際は、是非、渾身の一枚を撮り応募して下さい。

オススメスポットは、相模原市の市役所さくら通りを主会場に、4月7日（土）13時～17時、4月8日（日）10時～17時まで開催されます。

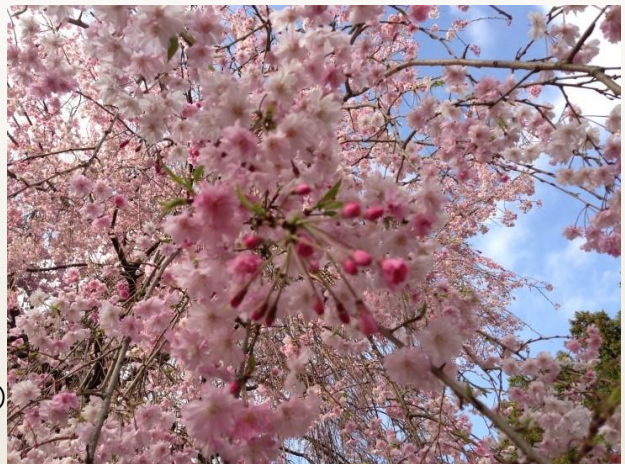
町田市芹ヶ谷公園でも、4月7日（土）、8日（日）10時～16時まで芹ヶ谷公園多目的広場（町田市原町田5-16）で開催されます。

満開の桜は圧巻の一言です。写真を撮るには打って付けの催しです。ただし道路の規制や大変な混雑が予想されますので、公共交通機関でのお出かけをお勧め致します。

他にも各地で桜まつりが開催されるようです。また、ご近所で撮影された写真も大歓迎です。送られてきた写真の中から優秀賞を選ばせて頂き、記念品を贈呈させていただきます。

桜の時期になりましたら、ホームページ右上の「Personal Assistant MACHIDA Official Facebook」から当社facebookをご覧いただき、募集期間、応募方法などをご確認下さい。

沢山の方々からの投稿を心よりお待ちしております。



障害者「法定雇用率」の引上げ（平成30年4月）

今までは、民間企業の「法定雇用率」は2.0%とされていましたが、厚生労働省は、平成30年（2018年）4月から、この「法定雇用率」を2.2%に引き上げる方針としています。後ほど解説するとおり、「法定雇用率」の引上げは、算定対象に「精神障害者」が追加されることを受けたもので、単に「法定雇用率」の達成がより難しくなったというだけではないことに注意してください。

平成30年4月から、障害者の「法定雇用率」が引き上げられることをご理解いただいた上で、どの程度の引き上げ幅となるのでしょうか。法人の種類ごとの、詳しい引上げ率は、次の表をご覧ください。

法人の種類	現行	引上げ後
民間企業	2.0%	2.2%(三年を経過する日より前に 2.3%)
国、地方公共団体、特殊法人	2.3%	2.5%(三年を経過する日より前に 2.6%)
都道府県等の教育委員会	2.2%	2.4%(三年を経過する日より前に 2.5%)

今までは、この制度における障害者とは身体障害者と知的障害者に限られており、精神障害者は対象とされていませんでした。しかし、平成30年4月より、新たに精神障害者が加わります。これにより、算定基礎となる障害者には、身体障害者、知的障害者、精神障害者となります。

なお、「障害者」の範囲は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所有者であることが必要であり、また、短時間労働者の場合には「0.5人」としてカウントします。

まだまだ活用したい求職・求人台帳

PAM・PAS・PAY・PAH と、事業所が4カ所に増えました。働きたい人などがいたとき、いままでは人事担当者が台帳管理をしてきましたが、事務の効率化を図る為、サービス提供責任者が求職・求人窓口の担当になりました。希望介助の曜日、時間帯や性別等必要情報を伝えて台帳に登録させていただきます。

台帳が皆様にも有効活用されることで募集時の対応が迅速に行え3スタッフに大変便利になるかと思えます。

利用者様、ヘルパーの皆様には台帳登録と、その後、契約完了時の登録の取り下げをサービス提供責任者にご連絡頂き、いつでも皆様のニーズに応える事が出来る台帳作りを目指して行きたいと思えますので、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。